

■同性カップルが利用できるサービス・制度一覧（夫婦等が対象のもの）

サービス・制度	内 容	パートナーであることを証明する必要書類	問合せ先
犯罪被害者法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による法律相談	不要	県民生活課 073-441-2350
DV被害者相談	パートナーからの暴力に関する相談	不要	男女共同参画センター 073-435-5246 子ども・女性・障害者相談センター 073-445-0793
心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が任意で加入する共済制度	事実上婚姻と同様の事情にあるものであって、障害者の保護者（現に障害者を扶養している者）であることが判別できる資料。 ※個々の事情により必要な書類が異なりますので、まずは窓口である市町村にご相談ください。	障害福祉課 073-441-2641
県営住宅への入居	住宅に困窮する低所得世帯に低廉な家賃で賃貸する制度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・戸籍謄本 ・申立書兼証明書（既に同居している場合） ・婚約等証明書（県営住宅で初めて同居する場合） 	建築住宅課 073-441-3210

※同性カップルについては、婚姻と同様の事情にあることが必要です。

※上記以外の必要書類等、申請手続き等の詳細については、担当部署にお問い合わせください。